

質問回答書

案件名称	令和7年度 平野下水処理場汚泥溶融炉で使用する都市ガス 1,026,980m ³
回答掲載期間	令和6年10月31日(木)午前10時から令和6年11月22日(金)午後5時まで

質問番号	質問事項	回答
1-1	<p>入札説明書14(2) 契約保証金に関しまして、弊社は免除となりますでしょうか。また、免除となるために必要な提出書類はございますでしょうか。</p>	<p>当該規定につきましては、一般競争入札又は指名競争入札に参加する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を1回以上締結し、契約日を基準にこれをすべて過去2年の間に誠実に履行したと認められるときに該当します。</p> <p>貴社が当該規定に該当するかどうかにつきましては、落札決定後、落札者に実績の有無を確認し、実績がある場合は「実績調書」をご提出いただき、契約保証金の免除に係る審査を行った後に決定します。</p> <p>契約保証金の免除事項の詳細については、「大阪市電子調達システム」の「入札・契約制度に関するお知らせ」に掲載しておりますので、ご確認ください。</p> <p>《お知らせ掲載内容》 ▼契約保証金免除に係るFAQを更新しました。〈R6.6.12〉 → 詳しくはこちら</p>

1-2	都市ガス供給仕様書 3 (3) 予定年間ガス引取量に関しまして、弊社供給条件では「契約年間使用量に 0.7 を乗じてえた数量とし、十の位以下は切り捨て」と定めております。そのため仕様書に記載の数字とは異なります。ご了承いただけますでしょうか。	ガス調達契約書 別紙第 2 条に記載のとおりです。
1-3	都市ガス供給仕様書 3 (4) 契約最大需要期使用量、10 契約最大需要期使用量の超過に関しまして、弊社供給条件では契約最大需要期使用量の定めはございません。ご了承いただけますでしょうか。	仕様書に記載のとおりです。
1-4	弊社の供給条件・料金表では、契約年間引取量の他に「契約最高使用量」の定めがございます。年間の使用実績が契約年間使用量に 1.3 を乗じた数量(十の位以下切上)を超過した場合、精算金が発生いたします。ご了承いただけますでしょうか。	仕様書に記載のとおりです。
1-5	都市ガス供給仕様書 6 ガス料金単価調整に関しまして、弊社は単価に対して原料費調整を行うのではなく、財務省貿易統計で公表された価格(2ヶ月の平均価格を算出し、1か月間をあけて、2ヶ月間適用)を用いて、原料費料金単価を算出しております。ご了承いただけますでしょうか。	了承します。
1-6	都市ガス供給仕様書 6 (3) に関しまして、「単価調整を行う場合は、入札時と請求時の原料費の算出資料を提出するものとする。」と記載がございますが、弊社からの原料費のお知らせは、2 か月ごとにHPでのお知らせとなります。ご了承いただけますでしょうか。	了承します。
1-7	都市ガス供給仕様書 7 契約年間ガス使用量の増減「契約年間使用量を上回る、または下回ることがある」と記載がございますが、弊社供給条件により、契約年間最高使用量を上回った場合、契約年間引取量を下回った場合はそれぞれ精算金が発生いたします。ご了承いただけますでしょうか。	仕様書に記載のとおりです。

1-8	<p>都市ガス供給仕様書 11 に関しまして、「ガス料金は、1 カ月（前月の計量から当月の計量までの期間をいう）の使用量により算定する。」と記載がございますが、ガス料金の算定期間は「前月の検針日の翌日から当月の検針日まで」となります。ご了承いただけますでしょうか。</p>	<p>了承します。</p>
1-9	<p>入札の対象となる需要場所に設置されているガスメーターの供給地点特定番号をお教えいただけますでしょうか。「00212」から始まる 17 桁の番号となります。</p>	<p>落札決定後の協議とします。</p>
1-10	<p>ガス調達契約書 第 9 条（計量および検査）「受注者は、原則として毎月月末に検針をおこない」と記載がございますが、検針に関しまして、検針作業は一般ガス導管事業者様が定めた日に、一般ガス導管事業者様により行われます。その為、弊社は行いません。ご了承いただけますでしょうか。</p>	<p>外部委託される場合は、その都度、発注者に再委託承諾を得てください。</p>
1-11	<p>ガス調達契約書 第 9 条（計量および検査）「検針によって計量した使用量をすみやかに発注者に通知」と記載がございますが、弊社契約の際は、支払請求書にご契約単位での使用量を記載させていただいております。メーターごとのご使用量のお知らせは行っておらず、上記以外の方法でのお知らせは行っておりません。ご了承いただけますでしょうか。</p>	<p>支払請求書に記載されている使用量とは別にメーターごとの使用量の通知は必要となります。</p>
1-12	<p>ガス調達契約書第 11 条 2 に関しまして、「発注者は、前項の支払い請求があったときは、当該月に係る料金を支払うものとする」と記載がございますが、弊社供給条件ではお支払期日は「支払い義務発生日の翌日から起算して 30 日以内」と定めております。ご了承いただけますでしょうか。</p>	<p>料金の支払いにつきましては、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 6 条第 1 項に基づき、「相手方から適法な支払請求を受けた日から 30 日以内」となります。</p>

1-13	<p>ガス調達契約書第 11 条 3 に関しまして、弊社供給条件では「その算定の対象となる料金から、消費税等相当額を差し引いた金額に年 10 パーセントの割合を乗じて算定してえた金額」と定めております。ご了承いただけますでしょうか。また、弊社が落札させていただいた際には、この記載をご変更いただけますでしょうか。</p>	<p>遅延利息については本市のガス調達契約書第 11 条第 3 項のとおりです。</p> <p>なお、当該契約におけるガス調達契約書の変更はできません。</p>
1-14	<p>ガス料金のお支払に関しまして、弊社契約の際は、ガス料金の支払方法については、「口座振替」または「振込用紙による支払(弊社所定の振込用紙)」となります。(振込に要する費用は、お客様負担となります) ご了承いただけますでしょうか。</p>	<p>了承します。</p>
1-15	<p>ガス調達契約書第 18 条 に関しまして、仕様書および契約書に定めのない事項については、弊社供給条件および料金表によるものとなります。ご了承いただけますでしょうか。また、弊社が落札させていただいた際には、この記載をご変更いただけますでしょうか。</p>	<p>ガス調達契約書第 18 条に記載のとおり、落札決定後の協議とします。</p> <p>なお、当該契約におけるガス調達契約書の変更はできません。</p>
1-16	<p>ガス調達契約書(別紙)第 2 条 に関しまして、「毎月の料金は大口供給条件に基づき算定する。」と記載がございますが、弊社の料金体系は供給条件、料金表に基づき、「諸経費料金」、「託送供給料金(定額基本料金、流量基本料金、従量料金、低圧加算基本料金、低圧加算従量料金)」、「原料費料金」の合計に消費税等相当額を加えた額(いわゆる外税方式)と規定しております。ご了承いただけますでしょうか。</p>	<p>ガス調達契約書 別紙第 2 条に記載のとおりです。</p>
1-17	<p>落札後の契約手続きについては、契約書ではなく弊社所定の「通知書」による取り扱いは可能でしょうか。</p>	<p>契約書は本市様式にて作成となります。</p>

1-18	落札後の契約手続きについて、「通知書」による取り扱いが不可の場合、契約書は電子契約サービス「クラウドサイン」による契約手続きを行うことは可能でしょうか。弊社所定の契約書による取り扱いとさせていただきます。※「電子契約サービス「クラウドサイン」導入のご説明とご利用のお願い」をご参照ください。	1-17 の回答をご参照ください。
1-19	落札後の契約手続きについて、「クラウドサイン」による取り扱いが不可の場合、弊社指定の契約書様式(紙の様式)にて契約手続きを行うことは可能でしょうか。	1-17 の回答をご参照ください。
1-20	弊社が落札させていただいた場合、落札後の提出書類として契約申込書を作成いたします。ご提出いただくことは可能でしょうか。	契約書は本市の様式にて作成となります。 また、ガス供給にあたって契約書の他に必要な手続きがある場合は落札決定後の協議となります。
1-21	ガス調達契約書第 9 条 2 に関しまして、「大阪ガス株式会社」を「大阪ガスネットワーク株式会社」へ変更お願いいたします。	当該契約におけるガス調達契約書の変更はできません。
2-1	仕様書 6 ガス料金単価調整 (1) (3) 「社会的に単価調整の必要があると認められるときは」とありますが、単価調整は大口供給条件に従って、2 カ月ごとに行います。 また、算出資料は奇数月ごと(例: 4、5 月請求分は 3 月)に提出しますが、ご了承いただけるでしょうか。	了承します。
2-2	仕様書 1 2. ガスの安定供給 (2) (3) 以下のような表現に変更いただけますでしょうか。 (2) 一般ガス導管会社の保安責任範囲の設備に故障が生じ又は生じる恐れのある場合 (3) 一般ガス導管会社の保安責任範囲の設備の修繕、変更その他工事上やむを得ない場合	当該契約における仕様書の変更はできません。

2-3	仕様書 15. 秘密の保持 ガス調達契約書第4条（秘密を守る義務） 弊社は検針業務、料金業務等を第三者に委託しています。ご了承いただけるでしょうか。	1-10の回答をご参照ください。
2-4	ガス調達契約書第6条（契約年間使用量の増減） 弊社の供給条件に、最大需要期使用量（11月定例検針日の翌日から3月定例検針日までの使用量の合計）があります。仕様書10と同様に、契約最大需要期使用量を超過した場合、大口供給条件により精算額を請求できることを追記いただけるでしょうか。	当該契約におけるガス調達契約書の変更はできません。
2-5	ガス調達契約書第9条（計量及び検査） 検針票の提出、あるいは検針時に職員の方にお立合いいただくことで検査完了とさせていただきます。よろしいでしょうか。	落札決定後の協議とします。
2-6	ガス調達契約書契約者 弊社は代表取締役社長から委託を受けた業務部長名で契約します。ご了承いただけるでしょうか。	大阪市入札参加名簿に登録している受任者であれば問題ありません。
2-7	ガス調達契約書契約書の体裁 落札後は、契約書、仕様書、弊社の供給条件、重要事項説明書を合綴していただけるでしょうか。	契約書として袋とじするものは契約書、仕様書、質問回答書、各社の供給条件となります。
2-8	内訳書 内訳書は必要でしょうか。必要な場合 ① 内訳書は弊社の様式を使用してよろしいでしょうか。 ② 内訳書は入札書に同封すればよろしいでしょうか。 もしくは入札書と内訳書をステープラー等で綴じこみ、割印するなどのご指示はあるでしょうか。	入札書提出時に内訳書の添付は必要ありません。 内訳書については契約手続き時に提出いただき、様式については貴社の様式で問題ありません。

<p>2-9</p>	<p>入札書単価 ガス調達単価</p> <p>弊社の供給条件においては、基準単位料金および調整単位料金は税抜で表記します。実際のご請求については、各月調整単位料金（税抜）×各月ご使用量で小数点以下を切り捨ててから1.1倍し、その小数点を切り捨てて税込金額としています。</p> <p>入札金額は入札通知書8（1）のとおり、以上のような計算により税込で見積った合計金額の100/110を記載します。</p> <p>入札書の単価およびガス調達契約書の単価は、税込金額にする前の弊社供給条件に基づいた税抜単価そのものを入力しますが、ご了承いただけるでしょうか。</p>	<p>単価については、契約金額欄に記入する年間の予定ガス使用量の金額（総価）から、年間の使用料を割っていただいた金額をご記入ください。</p>
<p>2-10</p>	<p>入札説明書14 入札保証金等（2）契約保証金 要（ただし、契約規則第37条第1項の規定に該当する場合は免除する。）</p> <p>特定調達についての入札の手引12 契約保証金</p> <p>契約規則第37条第1項（3）「本市と契約を締結しようとする者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。」とありますが、どのような条件が必要でしょうか。</p>	<p>1-1の回答をご参照ください。</p>